

# 短期集中講座 GST 解説

デロイトトーマツ税理士法人

## 第 5 回 (全 7 回) : GST への移行

GST 導入に伴う変更について GST 導入(2017 年 7 月 1 日)より 2、3 年前から準備を開始している企業も多数あれば、準備が遅れた企業もある。

### 各部門で行う変化への対応

GST への対応に積極的な企業かどうかにかかわらず、GST への移行は、典型的にかかわると考えられる税務財務経理機能だけではなく、調達、契約、物流、オペレーションや IT 等のようなさまざまな機能を見直す機会になる。

例えば、既存物流ネットワークを、GST 導入に伴い影響を受けるサプライ・チェーンの構造および倉庫の必要性の観点から、再検討する必要が生じている。また、以前求められていたさまざまな物流関連書類も今後明らかとなる E-way bill の導入により変更となる。

### IT 機能の強化

新 GST 法では従来の間接税制度と保管しなければならない帳票等が大きく異なっている。GST 書類として、還付領収書、入金伝票、請求書(Bill of Supply)、納付書、デビットノート、適用される GST を記載したクレジットノート等の発行が義務化された。また、さまざまな GST 申告の様式が新たに規定されている。

これらの諸変更の ERP / IT システムへ導入し、IT システムを GST に適合させることが、企業の IT 部門にとって新たな課題となっている。

### GST への移行—政府の取り組み

インド政府は各業界での GST に関する意識と GST の影響についての詳細な情報を広めるためにさまざまなアクションを起こしている。インド政府は、GST への円滑な移行のために、テレビ、ラジオ、新聞等のような印刷メディア、電子メディア等により GST に関するメッセージを多数発信し、GST が日常生活に及ぼす影響について一般庶民に周知を図っている。インドにおいて間接税に関する政策を策定する財務省中央間接税局(CBEC)は、GST に関する詳細な情報を広告、e フライヤーなどで発信することで GST の認知度を上げようとしている。GST に関する専門的な問い合わせについていわゆる「よくある質問」を公表し、GST 法に関する不明確な部分を解消するように努めている。また、インド政府が GST にかかる情報等を配布することを目的に設定したツイッターアカウントも好評である。ツイッターとプレスリリースで発信された情報は、GST に関する不明点をタイムリーに解消することに貢献している。

### GST 導入への経過措置

通常、新制度の導入に際しては、旧制度が一定の期間維

持された後に廃止され、新制度に置き換わるための規定が別途設けられる。

経過措置で重要と思われるものについて以下の通り解説する。

### 控除可能税額の繰り越し

GST 法では、複合スキーム利用者を除き、登録事業者は旧制度で発生している控除可能税額の繰り越しをすることが認められている。控除可能税額の繰越のためには、所定の様式(GST Tran 1 等)において控除可能税額の情報も 2017 年 7 月 1 日から 90 日以内に提出することが要件となっている。

### 資本財に対する控除可能税額の残存金額

また、資本財に対する未費消の控除可能税額については、GST TRAN1 にて申告を行えば控除を受けられる。

### 在庫にかかる税額控除

経過措置では旧制度で納付した税額の税額控除を認める規定がある。販売事業者は、次の条件を満たすことで税額控除の繰り越しが可能である。

- ・当該販売事業者が GST 法で税額控除権を認められていること
- ・旧制度にて納付した税額に関する証明書を保有していること
- ・またその証明書が 2017 年 7 月 1 日直前の 12 カ月で発行されていること

しかし、当該販売事業者が納付した税額にかかる証明書を保有していない場合であっても、経過規定では一定の条件を満たすことで 2017 年 7 月 1 日以降に納税した中央売上税の 60%もしくは 40%について税額控除を認めている。もしくは、一定の条件を満たすことで、2017 年 7 月 1 日以降に支払った I GST の 30%または 20%について税額控除が可能である。この仕組みは GST 導入後の 6 カ月、適用可能である。この税額控除は旧制度ですでに提出済みの申告書に記載した控除可能税額の繰り越し金額に追加で発生する。

### 運送中の資産に関する税額控除

経過措置では、資産の受け取りは GST 導入後であるが、実際の税金は旧制度に応じて払っている場合、請求書が 30 日以内に計上されていることを条件に GST 法登録者による税額控除を認めている。

上記以外に、委託製造、新税制では課税であるが旧制度では非課税であった売上に対応する資産に係る前段階税の控除、旧制度で課税された資産が新制度導入後に返品された場合等について、別途経過措置が設けられている。